

第2次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画（素案） に対する市民コメント制度の実施結果

1 閲覧及び意見募集期間

平成28年10月11日（火）～平成28年11月11日（金）

2 対象

市内に住所を有する方

市内に在勤・在学する方

市内に事務所・事業所を有する個人、法人、その他の団体

市の事務事業に利害関係を有する個人、法人、その他の団体

3 意見の提出方法

住所、氏名、連絡先（電話番号等）、在勤・在学の者は勤務先・学校名、利害関係のある場合はその内容を明記し、以下の方法により提出（様式は自由）。

- ① 郵送（送り先）〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1 鶴ヶ島市役所福祉政策課
- ② ファクス（ファクス番号）049-271-1190
- ③ Eメール 10500010@city.tsurugashima.lg.jp
- ④ 直接提出（提出先）鶴ヶ島市役所2階 福祉政策課

4 計画（素案）の閲覧・配布場所

市役所情報公開コーナー（配布は福祉政策課）、若葉駅前出張所、保健センター、女性センター、中央図書館、各市民センター、社会福祉協議会

※鶴ヶ島市ホームページ（ダウンロードファイルにより）からも、閲覧、保存、印刷可。

5 市民コメントの結果

応募者数: 2人（各々の意見の中で、重複するもの、関連のあるものなどは要約、整理しました。）

要望・意見等：10件

6 意見反映状況

区分	反映の状況	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	
B	案の中に既に意見の趣旨が含まれているもの	3
C	案は修正しないが、実施段階で参考としていくもの	1
D	意見を反映できなかったもの	3
E	その他（一部修正）	3

7 市民意見及び市の対応

	市民意見	区分	市の対応
1	<p>第1次地域福祉計画では「ノーマライゼーションのまちづくり」が掲げられその検証として「福祉教育・人権教育等を推進し、心のバリアフリー化に努めています。市庁舎玄関の誘導チャイム・視覚障害者誘導用ブロック・障害者用駐車スペースの増設、道路整備における音声付信号機・エスコートゾーン・自転車通行帯の設置、駅のエレベーター・エスカレーター・多目的トイレ・視覚障害者誘導用ブロックの設置促進など、誰もが安心・安全・快適に利用できる機能向上に努めています。また、音声読上げ・文字拡大など閲覧支援機能を備えた市ホームページや広報紙のデジ版など情報のバリアフリー化を推進しています。」(第1章計画の策定8頁)と述べられています。</p> <p>第2次計画「第2章地域福祉の推進」からはこの「バリアフリー」の文字が消えました。第1次計画で掲げられた障害者への社会的障壁を取り除いていく機器や設備の設置は完了した、バリアフリー施策は完成したということなのでしょう。あるいは機器や設備の設置などは社会資本の整備として考えられるため、この第2次計画と切り離れたところで行なうということなのでしょう。</p>	B	<p>次のように今後もバリアフリー化を進めます。</p> <p>第2章 地域福祉の推進</p> <p>基本目標3</p> <p>安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう</p> <p>2 社会参加を促すシステムづくり</p> <p>◎ 基本的方向</p> <p>公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、高齢者や障害者、子どもや乳幼児を連れた親でも、安心・安全に移動でき、自ら社会参加できるシステムの構築を進めます。</p> <p>《市の具体的な施策・取組》</p> <p>(1) 社会参加のための条件整備の推進</p> <p>公共施設・公共機関のバリアフリー化の推進</p> <p>情報のバリアフリー化の推進</p>

	市民意見	区分	市の対応
2	<p>第2章地域福祉の推進では支援の対象を、「高齢者、障害者等の属性ではなく、『生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人』として捉える」(第2章地域福祉の推進16頁)としています。</p> <p>高齢者福祉と障害者福祉がリンクする共通点が多々あると思います。したがってこの考え方は素晴らしいものだと思います。また「社会の担い手として活躍できるような環境づくりを進め」(同掲)る、という考え方も同様に素晴らしい。</p> <p>しかし、同時に障害の種別による特性に配慮することも必要なのではないでしょうか。身体的機能の障害の種別ではなく、それに伴って発生している社会的障壁を含めた特性の違いを把握し、配慮すること、これが必要だと思います。</p> <p>視覚障害者には視覚障害者に適したフォローがあり、聴覚障害者には独自の特性があります。</p> <p>例えば、耳が聞こえないことによって、コミュニケーションが取りづらい、それは同時にコミュニケーション力、交渉力が訓練されていないことを意味します。そのことによって周囲との軋轢を産んでしまうという場合もあります。</p> <p>また、親切心で行なった視覚障害者へのフォローがかえって、その人の空間認識を混乱させ、結果としてどこにいるのかわからなくさせてしまう結果をもたらすということもあります。</p> <p>こうした被援助者の特性を考慮することなしに地域ごとに支援体制を構築しても、その大きなグループの中にいくつもの特性毎のコロニーが形成されてコロニー間の往来がないということになりかねないのではないのでしょうか。</p> <p>それではいつまでたっても、被援助者の「放っておかれた」感は払拭されません。</p> <p>鶴ヶ島には「障害者支援ネットワーク」があります。これを各地域の包括支援の中にも創っていくなどの施策が必要だと思います。</p>	C	<p>この計画は、第1章の1(3)計画の位置づけに示すように、障害者支援計画等の市の個別計画を基本とし、地域福祉を推進するために、各計画をつなぎ、狭間をなくしていくための計画です。地域福祉計画では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)、難病を一元的に捉えていて、ご意見にある特性への配慮等具体的なことは、障害者支援計画等の内容であると認識しています。</p> <p>なお、地域福祉計画の次の内容等において、実施段階で意見を参考としていきます。</p> <p>第2章 地域福祉の推進</p> <p>基本目標1</p> <p>地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう</p> <p>1 見守り、受け止めるシステムづくり</p> <p>《市の具体的な施策・取組》</p> <p>(1) 支援を必要とする人を理解するシステムの推進</p> <p>(2) 見守り、気付きのシステムの推進</p> <p>(3) 受け止め、支援につなげるシステムの創設</p>

	市民意見	区分	市の対応
3	<p>第2章地域福祉の推進の基本目標として「地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくる」ことが掲げられています。大変素晴らしいと思います。そのために、今までの個別の施策などの開示と情報の共有が不可欠ではないでしょうか。</p> <p>私は、手話通訳の研究会や社会福祉協議会とかかわるようになるまで知らなかったことが多々ありました。</p> <p>例えば、社会福祉協議会と消防組合とが協議しながら進めている施策に聴覚障害者のFAX通報システムがあります。聴覚に障害があるので音声通話はできません。したがって消防への通報はFAXかメールということになります。そこで予め聴覚障害者にFAX用紙を配布、必要事項（氏名、住所、既往症など）を記入しておいてもらい、緊急時にFAXで通報してもらう。</p> <p>このシステムは一人暮らし世帯への援助にそのまま使えるのではないのでしょうか。私自身、一人暮らしで、狭心症の発作をおこしたことがあります。苦しくてもアタマは動いているので救急車を呼びたいわけですが、発作時に声を発するのは非常に難しい。それでもFAX用紙をセットして送信するくらいのことはできる。</p> <p>もちろん、この施策が未だ発展途上のものであり、現時点では100%完成・活用されているものであるとは言えないことも承知しています。咄嗟に文字を書くことが苦手であったり、消防に直接連絡するより、知人に連絡してしまうなど。これは誰でも同じ。救急を呼ぶときは逡巡します。ボタン一つで呼び出す緊急時通報システムをより活用できるようにする方が良いのかもしれませんが、65歳以下にも適用できるようにするとか、聴覚障害者も利用できるようにするとか。ただ、それにはコストもあります。それよりはFAX用紙一枚配れば済む方がよいのではとも思います。</p> <p>これまで社会福祉に携わってこられた方たちの英知の結集の上に、今の鶴ヶ島の福祉施策の現状があります。上に述べたFAX通報システムのように一般にはあまり知られてはいないが、大変よくできた施策が多々あると思います。</p> <p>要は良いところ、不十分な点も含めて公開して自分たちのことは自分たちで決める仕組みを作ることが肝要だと考えています。</p>	B	<p>次の計画内容等に、既に意見の趣旨が含まれています。</p> <p>重点目標 いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう</p> <p>1 鶴ヶ島の“地域包括支援体制”づくり 《市の具体的な施策・取組》 (2) 「多様」な支援体制の創出 多様なサービスの創出 多様な情報の集約と発信 (4) マネジメントの構築 総合相談支援システムの創設</p>

	市民意見	区分	市の対応
4	<p>計画（素案）では、「鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指」すことを理念として掲げております。</p> <p>そうであれば、同じ認知障害でありながら、行政的な都合（「支援を介護保険制度で実施するか障害福祉制度で実施するか」「年齢が65歳以上か、以下か」「原因疾患が脳卒中かそれ以外か」）によって別のものとして処遇することになっている「認知症」、「若年性認知症」、「高次脳機能障害」を、同じ枠組みで取り扱っていただきたい。</p>	B	<p>この計画は、第1章の1（3）計画の位置づけに示すように、高齢者福祉計画や障害者支援計画等の市の個別計画を基本とし、地域福祉を推進するために、各計画をつなぎ、狭間をなくしていくための計画です。</p> <p>地域福祉計画では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病を一元的に捉えています。また、高次脳機能障害やアルツハイマー型認知症（認知症も脳の機能に障害がある状態であり、高次脳機能障害の1つと言える）などの診断を受けた場合には精神障害者保健福祉手帳が申請できます。認知症には若年性認知症も含まれ、40歳以上の若年性認知症の人は、介護保険が利用できます。また40歳未満でも、自立支援医療制度が利用できます。</p> <p>ご意見にある「若年性認知症」、「高次脳機能障害」などへは、意見を参考として実施段階で対応します。</p>
5	<p>計画（素案）の資料に、若年性認知症、高次脳機能障害に関する説明も加えていただきたい。</p>	E	<p>この計画は、第1章の1（3）計画の位置づけに示すように、高齢者福祉計画や障害者支援計画等の市の個別計画を基本とし、地域福祉を推進するために、各計画をつなぎ、狭間をなくしていくための計画です。</p> <p>そのため、個別の障害等を個々に説明することは考えていませんが、資料の「用語の説明」に、「障害者」を加え、「認知症サポーター」の一部を修正します。</p>

	市民意見	区分	市の対応
6	<p>計画（素案）27ページ「認知症サポーター等の養成」</p> <p>認知症への理解を深めるため、「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症等により判断能力が衰えた高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発と成年後見の担い手となる「市民後見人」を養成します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>認知症、高次脳機能障害への理解を深めるため、「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症等により判断能力が衰えた高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発と成年後見の担い手となる「市民後見人」を養成します。</p>	D	<p>「認知症サポーター」養成講座の中では、高次脳機能障害に関する詳しい内容を取り入れていないため、今後の課題とします。</p>
7	<p>計画（素案）28ページ</p> <p>「認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置」</p> <p>認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置と医療機関介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症に関する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の早期発見・早期診断と医療から切れ目のない支援</p> <p>認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の早期発見・早期診断と医療から介護サービス、障害福祉サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症、若年性認知症、高次脳機能障害に関する相談を受ける体制を整備します。</p>	D	<p>「認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置」に関する取り組みについて述べている部分であるため、ご意見の「認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の早期発見・早期診断と医療から切れ目のない支援」とは主旨及び取り組み内容が異なります。</p>

	市民意見	区分	市の対応
8	<p>計画（素案）31ページ「認知症カフェ（オレンジカフェ）の拡充」</p> <p>認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症の悪化予防、家族の介護負担の軽減及び地域での認知症啓発を目的として、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、交流や情報交換ができる認知症カフェ（オレンジカフェ）の設置運営を支援します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>認知症、若年性認知症、高次脳機能障害になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の悪化予防、家族の介護負担の軽減及び地域での認知症、若年性認知症、高次脳機能障害啓発を目的として、認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、交流や情報交換ができる認知症カフェ（オレンジカフェ）の設置運営を支援します。</p>	D	<p>この計画は、第1章の1（3）計画の位置づけに示すように、高齢者福祉計画や障害者支援計画等の市の個別計画を基本とし、地域福祉を推進するために、各計画をつなぎ、狭間をなくしていくための計画です。</p> <p>そのため、個別の障害等の特記することは考えていません。</p>

	市民意見	区分	市の対応
9	<p>計画（素案）56ページ「基本的方向」</p> <p>判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者等でも、その人の権利や財産が守られ、虐待等を受けないようにするために、権利擁護の仕組みを充実します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>判断能力が十分でない認知症高齢者、若年性認知症、高次脳機能障害の人や知的障害者等でも、その人の権利や財産が守られ、虐待等を受けないようにするために、権利擁護の仕組みを充実します。</p>	E	<p>この計画は、第1章の1（3）計画の位置づけに示すように、高齢者福祉計画や障害者支援計画等の市の個別計画を基本とし、地域福祉を推進するために、各計画をつなぎ、狭間をなくしていくための計画です。</p> <p>そのため、個別の障害等の特記することは考えていません。</p> <p>また、「判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者等」と限定的な表現となっているため、「判断能力が十分でない高齢者や障害者等」に修正します。</p>
10	<p>計画（素案）57ページ「成年後見制度の普及啓発、市長申立て制度の活用支援」</p> <p>判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者等の権利や財産が守られるよう、成年後見制度について、講演会やホームページ等を通じて普及啓発をするとともに、市長申立て制度を活用し、支援します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>判断能力が十分でない認知症高齢者、若年性認知症、高次脳機能障害の人や知的障害者等の権利や財産が守られるよう、成年後見制度について、講演会やホームページ等を通じて普及啓発をするとともに、市長申立て制度を活用し、支援します。</p>		